

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第1回期日(20231027)提出の書面です。

令和5年(ネ)第570号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 大野利政、鷹見彰一

被控訴人 国

## 意見陳述要旨

2023(令和5)年10月27日

控訴人 鷹見彰一

まず初めに、私たち愛知原告が控訴した理由についてお話します。名古屋地方裁判所における判決は私たち夫婦にとって完全勝訴とはならずとも、予想を超える良い結果でしたので控訴しなくても良いのではと考えました。しかし、判決を踏まえた官房長官の反応は「国側としては勝訴したので、控訴できない」といった判決に不満があるようなコメントでした。名古屋地裁が違憲判断をしたことには触れず、「他地域の結果もまだ出そろっていないので様子を見届ける」と言いました。

多くの同志やアライの人が一緒に戦い、その道の途中で夢かなわず旅立つ方もいる中、4年という長い月日をかけて裁判官の方が思いだけでなく、現状も踏まえて出した判決に対し、国は何も動こうとしません。

そして「LGBT理解増進法を作ったから良いではないか」「パートナーシップ制度が各地で始まったから良いではないか」とでも言いたいような姿勢を崩すことなく、今日現在も特に動きはありません。

この裁判の各期日の歩み、存在を認めてもらえた判決、4年の月日は一体何だったのかと思い、控訴することを決めました。

控訴審の裁判官となる方々へお伝えしたいことは、今この一分一秒の間に、パー

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第1回期日(20231027)提出の書面です。

トナーが倒れ不安を抱える方もいれば、自分の性的指向や性自認に気付き、どのように生きていけばよいか悩む方もいることです。性的指向や性自認は自分の意思で変えられるものではない、アイデンティティです。性的指向や性自認ゆえに、結婚を望む相手が法律上同性の相手で、それゆえに婚姻制度から排除されているのは、アイデンティティが尊重されていない状況なんです。

私たちふうふも一日一日の生活の中では不幸な出来事はなくても、日々「自分やパートナーにもしものことがあったら・・・」と不安と隣合わせで生活をしています。ですので、どうか一日でも早く国が動くよう判決を書いてください。

そしてもう一点、名古屋地裁の判決や他地域の判決では、婚姻ではなく別制度も含めて考えてはどうかといったニュアンスの内容が見られました。逆に、どうして婚姻はダメなのでしょう。

家族の在り方自体が多様な時代に、婚姻制度を「子を産み育てていくための制度」と言い張るのであれば、子どもを持たない選択をした夫婦や、子どもが出来ない夫婦の方々は、婚姻制度のほんらいの対象ではないということですか？病気で生殖機能を失ってしまった異性愛者のカップルでも婚姻はできるのに、私達は子どもを作ることができないだけで婚姻ができないのでしょうか？

子どもができなくても、それぞれのカップルがふうふとして家庭を築いていることに何も違いはありません。

そして、同性カップルの間に子どもは出来ずとも、里親として子どもを育てていくことはできます。日本の里親制度では、養子縁組里親になるために受け入れる夫婦が婚姻関係であることが条件とされています。現状では、養育里親として、法律

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第1回期日(20231027)提出の書面です。

上のつながりはない状態で子育てをするという選択肢しかありません。ここでも同性カップルというだけで、婚姻ができないために選択肢が奪われています。これは一見、婚姻を望む当事者だけの問題に見えますが、里親を必要とする子どもたちも選択肢を奪われていることに気が付いてください。

世界も含めた一例として、母親に虐待を受け女性恐怖症を発症した子どもが、ゲイカップルの下で生活をし、女性に対する恐怖症を克服できた例や、子ども自身がLGBTであり、より理解のあるカップルの元で生活することで自己を肯定できるようになった事例があります。日本の場合、同性カップルに婚姻が認められないためだけに、その当事者だけでなく未来を支える子どもたちさえも選択肢を奪われています。

さらにもう一点、パートナーシップ制度においては各行政が努力の上、最大限でできることとして取り組みを始めてくださいましたが、それで不利益が解消できるわけではありません。市区町村によっては住民票を同一にすることが条件になっているところがあります。住民票を一緒にすることで、世帯は同一視され住民税や各種福祉サービスにおける審査基準は世帯年収とされてしまいます。一方で、相続や扶養といった家族生活を守るための法制度からは除外され続けています。おかしいですよ。国民に不平等な不利益を強いることが、国家としての考えということでしょうか。

また、オリックス生命や日本生命、アフラックなど、様々な保険会社が死亡保険における受取人を同性パートナーも指定できるようになったと変更を進めました。でも、これでどの同性カップルも加入できるようになったかという、そうではありません。私たちが加入を検討した企業では、パートナーシップ証明書の提出が必

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第1回期日(20231027)提出の書面です。

須でかつ、その会社が認めるのは渋谷区のパートナーシップ証明書のみ取り扱い、他市区町村の証明書やパートナーシップ制度が無い市区町村のカップルは公正証書でも認めないという回答でした。「住む地域によった差別」も発生している状態です。

何をもってして、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と言えるのでしょうか。

現状をしっかりと見てほしいです。憲法は日本で暮らす国民が安心・快適に生活するための国家権力に対する法規であり、時代とともに解釈の修正が図られてきたと思います。

人権においても、情報化社会が進んだ時代背景に合わせ、肖像権などの新しい権利が認められてきています。憲法で婚姻制度を規定した時代には想定していなかったから今もダメ、ではおかしいと思います。時代に合わせた解釈で国民を守るのが国家の責任ではないでしょうか。

これまでの国の回答や対応は、すべて差別的で私達を排除したいかのような対応でした。『国民の理解』を引き合いに出しますが、その『理解』は一体『誰の理解』でしょうか。本当に国民の声を聴いているのでしょうか。この4年間で実感が全くありません。

裁判官には、どうか、いち早くこの国が人権においても先進国として胸を張っていける、誰もが互いを認め合い助け合える社会の実現に向けた判決をお願いいたします。

以上